

議案第16号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月21日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童相談所に勤務する職員の特殊勤務手当について定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 児童相談所業務手当

第7条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(児童相談所業務手当)

第8条 児童相談所業務手当は、児童相談所（一時保護所を除く。）に勤務する職員（区長が指定する職員に限る。）が、児童福祉法第12条第2項に規定する業務（同法第11条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき490円を超えない範囲内において規則で定める。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則第4項中「第8条」を「第9条」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。